

令和 6 年 2 月 6 日

共 産 党

沖縄県名護市辺野古新基地建設に関する意見書（案）

政府は、大浦湾の軟弱地盤の改良工事での設計変更申請を不承認とした玉城知事の決定に対し、令和 5 年 9 月の最高裁判決、令和 5 年 12 月の福岡高裁判決をふまえ、県に代わって設計変更を承認する「代執行」を強行した。

「代執行」は、地方自治法に任されている事務を国が代わって行う手続きで、知事が国からの「法定受託事務」の手続きを怠ったり、法令に違反したりするなど「放置することにより著しく公益を害することが明らかであるとき」に限定されている。

沖縄県知事はジュゴンやサンゴをはじめ大浦湾の豊かな自然環境の保全や地盤沈下など災害の防止に十分配慮されておらず、いつ完成するかも不確実で普天間基地の危険性の早期除去にはつながらないとして不承認を貫いてきた。

このことをもって「著しく公益を害することが明らか」にはあてはまらず、今回の代執行は、憲法が定める地方自治をないがしろにする不当なものである。

平成 8 年の日米合意で普天間基地の返還を決めたが、「県内移設」を条件にしたため、世界一危険な基地は 28 年間 1 ミリも動いていない。沖縄県民の民意に反して「県内移設」に固執してきた政府こそ問題である。

よって、板橋区議会は、政府に対し、「代執行」を中止し、沖縄県との話し合いに応じることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

国土交通大臣 宛